

大相撲朱房行司の変遷

根 間 弘 海*

1. 本稿の目的¹

現在、朱房行司は草履を履き、横綱土俵入りに際しては短刀を差す。普通を取組を裁くときは短刀を差さない。それでは、朱房行司は常に草履を履いていたのだろうか。また、横綱土俵入りのときだけ、短刀を差していたのだろうか。取組を裁くときは、短刀を差さなかったのだろうか。

行司装束が現在のように直垂姿になったのは、明治43年5月である。そのとき、木村庄之助は総紫房、式守伊之助は紫白房となり、三役行司は朱房になった。装束の菊綴や軍配房の色は、階級色と同じである。したがって、軍配房の色を見れば、階級も即座にわかる。ところが、朱房に関するかぎり、房色だけでは行司の階級を見分けることができない。というのは、朱房には草履を履ける行司とそうでない行司がいるからである。朱房の草履格は三役だが、そうでない行司は原則として三役ではない。草履格がない場合、三役の代理として処遇されることはある。

また、明治43年5月の行司装束改正のとき、十両格以上行司は短刀を差すことが許された²。ところが、現在、短刀を差しているのは立行司だけである。三役行司が短刀を差すのは、横綱土俵入りのときだけである。三役は立行司の代理として処遇されている。それでは、いつの時点で十両格

*専修大学名誉教授

以上行司は、短刀を差さなくなったのだろうか。三役行司と幕内・十両行司は同時に短刀を差さなくなったのだろうか。それとも階級ごとに別々に差さなくなったのだろうか。

履物に関しても変化がみられる。立行司はもちろん、常に草履を履き、短刀を差している。しかし、朱房の草履格は「三役行司」だが、常に草履を履いていたわけではない。三役でありながら、草履を履く時期もあったし、そうでない時期もあった。その時期とはいつ頃であろうか。たとえば、昭和時代、三役格は常に草履を履いていただろうか。そうでなければ、いつの時点で草履を許されたのだろうか。明治や大正時代、三役格はつねに草履を履いていただろうか。一時期、履かないこともあったのだろうか。

このように、明治以降に限っても、朱房行司の世界では房色、草履、短刀などについて変化がみられる。ずっと一定ではなかった。本稿では、朱房行司を中心に、房色、草履、短刀にどのような変化があったかを調べている。

本稿では、朱房行司、紅白房行司、青白房行司を、便宜上、次の4つに分けている³。朱房を二つに分け、以前使われていた名称を用いているだけある。

- 4つの分類

- (1) 朱房草履格または朱房草履行司：朱房で草履を履いた行司
- (2) 朱房本足袋格または朱房本足袋行司：朱房で草履を履かない行司⁴
- (3) 紅白房本足袋格または紅白房行司：紅白房の行司
- (4) 青白房格足袋または青白房行司：青白房の行司

なお、朱房行司については、これまでも拙著で扱っている。

(1) 『大相撲行司の伝統と変化』の第8章「昭和初期の番付と行司」

と第9章「明治30年以降の番付と房の色」

- (2) 『大相撲行司の軍配房と土俵』の第5章「草履の朱房行司と無草履の朱房行司」と第8章「大正時代の番付と房の色」
- (3) 『大相撲の歴史に見る秘話とその検証』の第7章「大正末期の三名の朱房行司」
- (4) 『大相撲立行司の名跡と総紫房』の第6章「16代木村庄之助と木村松翁」
- (5) 『大相撲の神々と昭和前半の三役行司』の第5章「昭和前半の三役行司」
- (6) 『大相撲の行司と階級色』の第3章「昭和初期の行司再訪」、第4章「大相撲の三役行司再訪」、第7章「上位行司の番付再訪」（資料1）

本稿では新しい資料も活用してあるが、以前の資料も多く扱ってある。分析する視点が異なれば、同じ資料でも異なる分析をされることがある。いずれにしても、以前見たことのある資料がときどき活用されている。そのことを重ねてお断りしておきたい。

2. 二種の朱房行司

朱房行司には二つのタイプがある。一つは草履格であり、もう一つは本足袋格である。草履格が三役行司で、本足袋格は幕内行司である。まず初めに朱房本足袋格になり、その後で朱房草履格になる。明治10年代から大正末期までの朱房行司を何人か見てみよう。

国技館開館前は本場所春場所と冬場所が開催される月は一定でない。1月や2月は春場所、5月や6月は夏場所としたほうがより正確である。吉田司家から授与される軍配房の許可も一定でない。そのため、表の月名は

必ずしも厳密ではない。この表を提示したのは、房色は紅白房から朱房に進み、その後で草履が許されるという順序を確認するためである。草履を許されない朱房の時期が必ずあったのである。紅白房からいきなり草履を許されるという順序はない。

これらの行司についてはこれまでの拙著でも扱っているが、昇格年月と関係することを簡単に紹介しておく。

- 〈1〉 庄之助（元・誠道）：改正組から東京相撲に復帰した明治11年5月の別番付では地位が確定していない。翌12年春場所、誠道は改正組から東京相撲に復帰した明治11年5月の別番付では地位が確定していない。翌12年春場所の番付で「幕内格」として記載されている。明治11年5月の本場所でも、実際は、おそらく幕内格として扱われていたに違いない。『読売新聞』（明治30年12月18日）の「16代目庄之助の履歴」では18年に朱房、草履は28年5月となっている。
- 〈2〉 瀬平（6代）：1回目の紅白房は（15.1）であり⁵、1回目の草履は（18.7）である。「K1.11」は慶應元年11月を表す。瀬平は行司を辞し、年寄専務となる（26.1）。その後、行司に復帰している（28.1）。そのため、席順が誠道の次になっている。紫房は『読売新聞』の「木村瀬平 紫綵を免許せらる」（明治32年3月16日）に基づく。准紫房は『読売新聞』の「木村瀬平以下行司の名誉」（明治34年4月8日）に基づく。もしかすると、32年には仮の免許があり、34年には本免許だったかもしれない⁶。
- 〈3〉 伊之助（9代）：紅白房は『大相撲人物大事典』の「行司の代々一歴代行司名一覧」（p.694）に基づく。朱房は与太夫の独断で使い始めている。協会是不審に思ったが、結果的に黙認している。これに関しては、『読売新聞』（明治30年2月20日）の「相撲だより一式守与太夫緋房の事」に詳しい説明がある。
- 〈4〉 庄三郎（6代）：紅白房は『大相撲人物大事典』の「行司の代々一歴代行司

行司名	紅白房	朱房	草履	備考
庄之助16	12.1	20.1	29.3	庄之助（31.1, 紫白房）, 准紫房（32.1）, 総紫房（43.5）。庄之助の前は誠道。
瀬平 6	K1.11	15.7	29.6	立行司・瀬平（31.1, 朱房）, 紫白房（32.5）, 准紫房（34.4）。
伊之助 9	15.1	30.5	31.1	伊之助 9（31.5, 朱房）, 紫白房（37.5）, 与太夫 4。
庄三郎 6	20.1	34.4	37.5	立行司（38.5, 紫白房）, 伊之助10（44.5）, 庄之助17（45.5, 総紫房）
庄太郎12	18.1	34.4	38.5	亙り（理）から改名（20.5）。死亡（38.10）
進	32.1	34.5	39.1	伊之助11（45.5, 紫白房）
小市	29.5	34.5	39.1	立行司（T2.1, 紫白房）, 伊之助12（T3.1）。誠道に改名（41.5）。
朝之助	31.1	38.5	44.6	紫白房（T3.5）<推定>, 庄之助18（T11.1, 総紫房）
与太夫 5	33.1	40.1	45.1	伊之助13（T11.1, 紫白房）, 庄之助（T15.1, 総紫房）。
勘太夫 3	33.5	40.1	T2.1	伊之助14（T15.1, 紫白房）。場所前死亡（T14.12）。
錦太夫 3	35.1	42.5	T3.1	伊之助15（T15.1, 紫白房）。庄之助20。松翁。与太夫 6。
大蔵	33.5	43.1	T3.1	死亡（T10.5）
左門	37.1	T2.1	T3.1	復帰（M43.5）, 年寄専務（T10.1）
錦太夫 4	大正2.1	T7.5	T15.5	与太夫 7, 伊之助16

名一覧」(p.689)に基づく。『国技』(大正6年1月号)の「木村庄之助」(p.27)

に簡単な経歴の紹介があるが、房色の授与年月は記述されていない。

- 〈5〉庄太郎：紅白房の年月は番付からの推定。正確な昇格年月はまだ確認できていない。なお、庄太郎と庄三郎の順位が入れ替わったのは明治33年春場所である。これは『読売新聞』(明治33年1月2日)の「相撲だより一行司の改良」で確認できる。なお、木村藤次郎と庄九郎が入れ替わったのも同年同場所である。

- 〈6〉小市(のちの誠道)：紅白房授与の免許状(明治29年3月)の写しは枅岡智・花坂吉兵衛著『相撲講本』(p.657)に提示されている。『春場所相撲号』(大

正12年1月号)の12代目式守伊之助談「四十六年間の土俵生活」で「(明治)44年の5月場所に紫白の縹を用いることが許された」(p.111)とあるが、実際に免許が下りて使用した場所は「大正2年春場所」である。これに関しては、拙著『大相撲行司の伝統と変化』の第8章でも述べてある。

- 〈7〉 朝之助：朱房の年月は35.5から38.5までに授与されたと推定されるが、確かな証拠がない⁷。『時事新報』(明治38年1月22日)の「行司の番付」では「足袋朱白房」(つまり、本稿の紅白房本足袋格または紅白房行司)として分類されている。
- 〈8〉 与太夫(5代)：大正10年5月場所中に紫白房を臨時に許されている。
- 〈9〉 勘太夫(3代)：勘太夫は春場所前に死亡(T14.12)したため、春場所番付の記載は死跡となる。
- 〈10〉 錦太夫(3代)：明治42年5月に朱房を許されている。ところが、『夏場所相撲号』(昭和10年5月号)の20代木村庄之助筆「行司生活五十一年」には、自筆で「紅白房」を許されたとある。略歴で年月を間違うことはないはずで、その理由はいまだに不明。
- 〈11〉 大蔵：大正10年5月、病気のため行司を辞職している。
- 〈12〉 左門：大正12年春に行司を辞め、年寄専務になっている。
- 〈13〉 錦太夫(4代)：大正15年夏場所に三役格になった。拙著『大相撲の朱房行司と階級色』の第3章を参照。ただし三役に昇格した確かな証拠(草履)は、番付以外にない。取組を裁いている写真があるが、足元が鮮明でない。そのため、草履を履いているのか、そうでないのか、はっきりしない⁸。

3. 朱房行司と文献の記述

明治30年以降に文献をみると、朱房行司について異なる記述が見られる。それを見てみよう。

まず、朱房草履格は「三役行司」だとする文献をいくつか示す⁹。

- (1) 『時事新報』明治38年10月11日)の「行司木村庄太郎死す」。

「本年5月場所より（中略）草履を許され、三役格に昇進した」¹⁰

- (2) 『東京日日新聞』（明治43年1月9日）の「本日の台覧相撲」／『万朝報』（明治43年1月9日）の「今日の台覧相撲」

「三段構え」の言上行司は立行司の伊之助と庄三郎である。「三役力士」の言上行司は進と誠道である。この二人は「草履の朱房行司」で「三役行司」である。「幕内力士」の言上行司は朝之助、与太夫、勘太夫、錦太夫である。これらの行司は「無草履の朱房行司」である。

- (3) 『時事新報』（明治44年6月10日）の「相撲風俗（8）一行司」

「（前略）それから土俵上で草履を穿くことを許されるのは三役以上で、現在の行司では緋房（朱房：本稿注）の誠道と紫白の進と紫房の庄之助、伊之助の二人である。草履の下が足袋で、それも本足袋に格足袋とがある。本足袋は緋白の総で幕内格、格足袋は青白の総で十両である。」

誠道は緋房で草履格であり、「三役行司」である。朝之助から庄吾までは朱房だが、草履を許されていないので、「幕内行司」である。清次郎から善明までは紅白房で「幕内」である。つまり、「幕内」には朱房本足袋行司と紅白房本足袋行司の二通りがある。

- (4) 『夏場所相撲号』（昭和10年5月号）の20代木村庄之助筆「行司生活五十一年」

「明治35年1月、本足袋として幕ノ内行司に昇進、同42年土俵上紅白の軍配の房を許されました¹¹。更到大正3年1月、今の国技館が開館されました春場所に土俵上草履使用免状を授与され、三役行司に昇進しました。（中略）」

大正15年1月、15代目式守伊之助を襲名して（後略）」(p.79)

文献には「朱房行司は草履を履き、木刀を帯する」という趣旨の記述をしてあるものが多く見られるが、それは事実を正しく記述していない。朱房行司には草履を履かず、木刀も帯しない者もいるからである。このような記述をしてある文献をいくつか示す。

- (1) 三木貞一・山田伊之助編『相撲大観』（明治35年）

「行司の格式はその用いる団扇の房色によって区別す。その足袋免許となると同時に用いる房は青白の交ぜ房にして力士の幕下十枚に相当し、次に進級すれば紅白の交ぜ房を用い幕の内力士に相当し、次に進級すれば紅房を用い三役力士に相当す。」(pp. 299-300)

- (2) 『角力画報』（大正3年1月号）の吐理天奇筆「ちゃんこ番から一行司の資格」

「紅白の房：幕内格に相当する。

緋房：三役に相当するもので、上草履と木刀を帯することを許される。

紫房：（前略）立行司の名称があり、横網格である。」(p. 35)

- (3) 綾川五郎次著『一味清風』（大正3年）

「紅白の房（本足袋）：足袋の行司がさらに出世すると、今度は団扇の房が紅白になる。力士の幕の内に相当する格式があって、（後略）。

緋房：本足袋行司がさらに出世して緋房となる。すなわち団扇の房が緋となるのである。これは力士の三役に相当する格式であって、上草履を履いて土俵へ上り、木刀を帯することが可能であるから、（後略）」(p. 195)

- (4) 水谷武（編）、出羽之海谷右衛門（述）『最近相撲図解』（大正7年）

「本足袋：軍扇は紅白の房で、足袋着用はもとより、その格式も力士の幕

内に相当する。

上草履格：本足袋行司がさらに進めば、軍扇の房が緋色となり、上草履を履き、木刀を帯して土俵に上ることができる。すなわち力士の三役格である。」(p. 140)

- (5) 吉ノ里萬助著『相撲の話』（誠文堂，昭和5年）の「16. 行司の階級」¹²

「本足袋の行司がもう一層出世すると緋房になる。言うまでもなく軍配の房が緋となるのである。これは力士の三役に相当する格式であって、上草履を履いて土俵に上り、腰に木刀を帯することができるのであるから、行司としての貫禄がはじめて完全するわけである。」(p. 55)

- (6) 『夏場所相撲号』（昭和11年5月号）の北江木筑筆「相撲通になるには」、項目「行司の資格」

「緋房一力士の三役に相当し、上草履を履き、木刀を許される。」(p. 115)

なぜ多くの文献で朱房行司がすべて三役行司になり、木刀（短刀）を差すとなっているのかわからない。これに関してはこれまでの拙著で何度も指摘してきた¹³。

朱房行司が「三役」であり、「立行司」でもあるとする文献もある。これは明治30年代の頃まで見られる。立行司を「三役」とし、朱房行司も「三役」だとしている。しかし、「立行司」と「三役」には房色や草履は同じでも、短刀や行司装束に差があった。立行司は短刀や鬘斗目麻上下を許されていたが、その下位の立行司（つまり三役）は許されていない。参考までに、いくつか示す。

- (1) 大橋新太郎編『相撲と芝居』（明治33年，博文館）¹⁴

「(前略) 足袋を穿いて土俵に上ることを許された行司は、力士の幕下十枚目

までと同格で、これからもう一つ進むと土俵の上で草履を用いることを許される。これは力士の大関と同格で、鬘斗目麻袴に緋房の軍扇あるいはもう一つ上の緋と紫を染め分けの房のついた軍扇を用いる。この中で一人木村庄之助だけは特別に紫房の軍扇を許される。紫房は行司の最高級で、ほとんど力士の横綱の如きものである。土俵の上で草履を許される行司は（中略）力士の大関と同格だから、大関の相撲でなければ出ない。これは昔から木村庄之助、式守伊之助の兩人に決まっていたが、近年この高級行司が三人もあることがあって、現に今でも庄之助、伊之助の他に木村瀬平を合わせて三人ある。」(p. 42)

(2) 山田伊之助（編述）『相撲大全』（明治34年）

「(前略) 本足袋はすなわち幕の内力士なれば総を紅白に改め、それより墨審して立行司に進めば、三役の位置と異ならず、行司役の最高位なるをもって、緋総の団扇及び上草履、木剣を免し、(中略) また吉田家の特許を得て、紫房を用いることもありと言えり。」(p. 35)

(3) 三木愛花著『相撲史伝』（明治34年）

「行司の格 立行司は力士の三役に当たり、足袋格は幕下十枚目以上関取格に当たること各差あり。」(p. 258)¹⁵

(4) 三木愛花・山田伊之助（編述）『相撲大観』（明治35年）

「行司の格式はその用いる団扇の房色によって区別す。その足袋免許となると同時に用いる房は青白の交ぜ房にして力士の幕下十枚に相当し、次に進級すれば紅白の交ぜ房を用い幕の内力士に相当し、次に進級すれば紅房を用い三役力士に相当す。紫房は先代木村庄之助（15代：本稿）が一代限り行司宗家、肥後熊本なる吉田氏よりしてと特免されたるものにて、現今の庄之助及び瀬平もまたこれを用いているといえども、そのうちに1、2本の白糸を混

せている。」(pp. 299-300)

本稿では、草履を履く朱房行司を「立行司」として捉えていないので、この文献に記されている朱房の草履格を「立行司」としてみなしていない。確かに、9代式守伊之助のように、朱房の立行司もいたが、それは例外的である。式守家に木村庄之助に対等する行司がいなかったために、朱房の式守与太夫が一家を代表して「立行司・式守伊之助」を襲名した。それ以外の朱房行司は明治30年代以降、朱房の三役行司と立行司が同じということはない。

本稿では、基本的に、立行司とそれより下位の三役行司を区別している。すなわち、立行司と三役行司には、装束の着用や短刀の帯刀に関し、差別があったという立場である。

4. 朱房本足袋行司は幕内行司

紅白房行司は「幕内行司」だが、朱房本足袋行司も「幕内行司」である。それを明確に記述してある文献をいくつか示す。

- (1) 『東京日日新聞』（明治44年6月11日）の「相撲号」、項目：10代式守伊之助談「行司の一代」¹⁶

「横綱、大関と等しいものは紫の房を持った立行司で、朱房で福草履が三役同様で、朱房及び紅白房は幕内で、青白は格足袋と言って、力士ならば十枚目までの関取分というのと同様です。」

- (2) 『都新聞』（明治44年6月17日）の10代式守伊之助談「行司になって44年」

「(前略) 横綱・大関と同格なのは立行司で、軍扇は紫房を持っております。朱房で福草履を履いているのが、三役と同格で、朱房と紅白房は幕の内、青

白房は格足袋と言って、力士ならば十枚目までの関取分というのです。」

幕内の上は「三役」として捉えられている。草履を履く朱房行司は、力士の「三役」と同格となっている。草履を履かない朱房行司は、紅白房の行司と同様に、「幕内」と同格である。

- (3) 『無名通信』(大正4年5月)の「行司の給料と呼出の修行―相撲の司吉田家の見識」

「(前略) 幕の内となると緋あるいは緋と白の染分け、大関格が紫と白の染分け、横綱格となると総紫である。それから、土俵の上で草履を穿くことを許されているのは、三役格以上の行司に限られているので、三役格以下の行司は足袋である。足袋にも本足袋と格足袋の区別があって、本足袋を穿くのは、軍扇の緋白染分けの房と同様、幕の内の資格がある。格足袋となると青白染分け格の十両である。(中略) この行司の資格というもの、いくら協会の権式をもってしても、勝手に定めることはできない。格足袋以上になると房の色でも脇差でも協会が上申して、相撲の司家吉田追風の免許を仰がなければならぬことになっている。」(p.69)

草履を許された行司は「三役格」で、そうでないものは足袋である。したがって、朱房で無草履は「幕内格」となる。そのように推測できる。

- (4) 水谷武編・出羽之海谷右衛門述『最近相撲図解』(大正7年)

「上草履格：緋房。力士の三役格。

紫房格：立行司。」(p.140)

朱房で草履格に限定すれば、これは正しい。草履の朱房は「力士の三役格」とある。行司としては「三役格」である。しかし、朱房がすべて草履

格になるとすれば、これは正しくない。残念なのは、朱房本足袋格（つまり幕内行司）についての記述がないことである。

- (5) 『春場所相撲号』（昭和4年1月号）の「速成相撲大通」（pp.42-5）

「(前略) 紫と紫白と朱房の上位とが草履を履いて土俵に上ることが許され、帯刀御免です。朱房で草履を履いているのは三役格です。草履の履けない朱房と紅白房は幕内格、(後略)」(p.44)

朱房草履格と朱房本足袋格に明確に二分され、朱房本足袋格が幕内となったのは、立行司が紫房になってからのようだ。それ以前は、朱房で草履を履かない行司が、「三役格」として記述されているからである。

5. 短刀の遠慮

明治43年5月に十両以上の4行司は脇差（短刀）を許されている。当時のほとんどの新聞には、改正された装束姿で行司の独り立ち写真が掲載されている。格足袋行司から立行司までそれぞれ脇差を差している¹⁷。たとえば『読売新聞』では、脇差に関し、次のように記述されている。

- 『読売新聞』（明治43年5月31日）の「直垂姿の行司」

「(前略) 以前は立行司だけが小刀を帯したが、今度は足袋以上は鎧通しは左前半に帯することになる」

この明治43年5月以降、ずっと脇差を差していたかとなると、実は差していない。立行司は現在でも常に短刀を差しているが、三役格から十両格の行司の場合、取組では短刀を差していない。もちろん、三役は現在でも横綱土俵入りを引くときは差している。それでは、三役以下の行司はいつ

から短刀を差さなくなったのだろうか。

明治44年6月頃には、十両格以上の行司は短刀を差している。これは新聞記事で確認できる。

- 『時事新報』（明治44年6月10日）の「相撲風俗（8）一行司」
「（前略）脇差であるが、これはもと紫白以上でなければ許されなかったものであるが、最近その服装を鎧下の直垂に改めてからは足袋以上に穿かせることとなった。」

大正時代に入っても、いつ短刀を差さなくなったかを確認できる文献がない¹⁸。大正10年になって、それを記述した文献が見つかった。

- 『夏場所相撲号』（大正10年5月号）の「行司さん物語—紫綵を許される迄」
「関脇格になりますといよいよ土俵で草履が許され、軍扇には朱綵を用品ますが格式は一段上って来まして本来なれば土俵で帯刀するのが正当なのでありますが、いろいろの都合上略しております。現在ではこの位置にありますが、不肖等三名（与太夫、勘太夫、錦太夫）と大蔵であります、（後略）」(p.105)

どうい理由かはわからないが、大正10年5月には三役格は短刀を差していない。差さないように規則で決まったわけではないが、申し合わせで差さないようにしたらしい。この申し合わせが、三役以下行司すべてに同時に行われたのか、階級に応じて別々の時期に行われたのか、不明である。

大正期に入り、大正10年5月までのあいだで、短刀を差さなくなっていたことがわかる¹⁹。まず初めに、三役行司の帯刀の有無を示す資料を示す。

- (1) 『角力画報（大正2年5月号）』の口絵。与太夫、勘太夫、錦太夫が独り立ち姿で、帯剣している。
- (2) 『国技』（大正3年4月号）の口絵。式守与太夫の帯剣が覗いている。これと

同じ写真が『角力世界』（大正6年5月号）の口絵にも掲載されている。

- (3) 『角力世界』（大正3年9月号）の口絵。式守与太夫が帯刀している。
- (4) 『角力世界』（大正4年10月号）の口絵。式守錦太夫、式守与太夫、木村朝之助が帯刀している。木村大蔵の帯刀は不明で、式守勘太夫は帯刀していない。
- (5) 『角力世界』（大正4年10月号）の口絵。木村大蔵は独り立ち姿で、帯刀しているようだ。写真は不鮮明。
- (6) 『角力世界』（大正4年10月号）の口絵。式守錦太夫は帯刀している。しかし、式守勘太夫は帯刀していない。勘太夫がなぜ帯刀していないのか、わからない。
- (7) 大正9年1月場所の写真番付。与太夫と錦太夫は帯刀している。同じ三役の勘太夫と大蔵は帯刀していない。なぜなのか、その理由がわからない²⁰。
- (8) 大正9年5月場所の写真番付。勘太夫と錦太夫は帯刀している。この写真番付は基本的に先場所の番付と同じである。先場所かそれ以前の行司を掲載しているようだ。
- (9) 『武侠世界相撲画報』（大正10年1月号）の口絵。大鳴門と駒泉、釈迦ヶ嶽と大鳴門の取組があり、二組とも裁いている行司は錦太夫で、帯刀していない。このことから、大正9年5月場所の写真番付に掲載されている行司は、9年5月場所で撮影したのではなく、それ以前のものを使用しているようだ。

これらの資料から判断する限り、三役格は大正9年夏場所以降帯刀しなくなっている²¹。三役行司が写った写真はたくさんあるが、横綱土俵入りを裁いているものがほとんどである。その場合は、もちろん、帯刀している。三役力士が普通の取組を裁き、帯刀が確認できる写真は、極端に少ない。まして幕内行司や十両行司となると、取組を裁いている写真は皆無に近い。しかし、帯刀が確認できる写真がほんのわずかばかりある。それをいくつか示す。

- (1) 『国技』（大正3年4月号）の口絵。「大阪相撲協会の少年足袋行司」のキャプションがあり、木村正直の胸像に短刀らしきものが覗いている²²。東京相撲でも当時、格足袋行司は帯刀していたかもしれない。
- (2) 『国技』（大正5年10月号）。大阪相撲の格足袋行司の独り立ち写真があるが、帯刀していない。「行司木村は、二十歳頃にはきつと入幕する前途有望の怪力青年（後略）」（p.19）。不思議なことに、行司名は記されていない。
- (3) 『角力世界』（大正6年8月号）。大阪相撲の木村正直の独り立ち姿があり（p.17）、帯刀していない。写真のキャプションは「大阪名行司」とある。
- (4) 『国技』（大正7年1月号）の口絵、十両格行司の木村延司は帯刀していない。同誌の15頁にも木村延司の写真があり、帯刀していない。

明治末期から大正初期には幕内力士の取組写真は皆無に近い。数少ない資料から判断する限り、三役行司以下の行司、つまり幕内行司と十両行司はともに、大正4年頃には帯刀していない。大正初期の文献では三役以下の行司も帯刀しているが、それが事実を正しく記述しているかどうかははっきりしない。明治末期の新聞記事を参照し、それに基づいて書いてあるかもしれないのである。相撲の本では、行司の実態とかけ離れている記述が往々に見られる。文字資料ではなく、真実を確認できるもつとも頼もしい資料は写真である。ところが、そのような写真は極端に少なく、帯刀の有無がなかなか確認できない。見落としている写真の中に大正4年以降、帯刀を確認できるものがあるかもしれない。そういう写真があれば、今後、帯刀の時期を修正しなければならない。

大正9年5月場所以降、三役格は帯刀を遠慮しているが、それは大正15年5月場所まで続いている。朱房草履格は大正末期まで帯刀していない。大正末期の朱房草履格と朱房本足袋行司については、拙著『大相撲の行司と階級色』でも詳しく扱っている。

昭和2年5月から昭和34年11月までの三役格は、草履を履いていない。

したがって、この期間は三役格の資格である草履を履いていない。三役格はすべて、足袋だけだからである。草履を履いていないので、帯刀もしていない。なぜ三役格が草履を履かなくなったかについては、拙著『大相撲の行司と階級色』でも少し言及している。東京相撲と大阪相撲が合併し、立行司が3名になったからである。横綱土俵入りには草履を履くことがしきたりだが、3名の立行司で十分だという判断があったに違いない。実際、立行司が2名になった昭和35年1月以降は、三役行司に草履を履かせている。草履の朱房行司は、先にも触れたように、横綱土俵入りのときだけ、帯刀を許されている。

昭和22年6月場所に三役格の木村庄三郎と木村正直が草履を許されている²³。それはあくまでも例外的であった。その他の三役行司は、昭和34年11月まで足袋だけだった。木村庄三郎は昭和26年5月に副立行司になり、半々紫白房だった。庄三郎は同年9月に式守伊之助（19代）となり、紫白房になった。他方、木村正直は昭和26年9月に副立行司になった。34年11月まで副立行司のままだったが、35年1月に木村庄之助（23代）となり、総紫房になっている。木村正直は式守伊之助を飛び越えて、いきなり木村庄之助になっている。

6. 草履を履かない三役格

三役行司は原則として草履が一つの条件だが、例外がある。それを示す事例を見てみよう。たとえば、『東京朝日新聞』（明治36年5月29日）に行司の階級について述べてある記事がある。三役格がポイントだが、他の階級も示す。

- 紫房，帯刀，土俵上草履御免

木村庄之助と式守伊之助

- 朱房，帯刀，土俵上草履御免
式守伊之助
- 朱房，三役²⁴
木村庄三郎，木村庄太郎
- 紅白，幕内格
木村進，木村小市，木村朝之助，木村藤次郎，式守与太夫，式守勘太夫，
式守宗四郎，木村大蔵，式守錦太夫，式守錦之助
- 青白房，足袋，幕下十兩格
木村角次郎，木村左門，木村吉之助，木村庄吾，木村留吉
- 幕下格から序ノ口格までは省略する。

この番付で注目するのは、木村庄三郎と木村庄太郎である。この二人は当時、朱房だったが、草履を許されていないかった。にもかかわらず、「三役格」となっている。これをどう理解すれば、よいだろうか。本来なら、草履を許された朱房行司が三役格だが、事情によっては朱房行司であれば、三役格として処遇されたい。これを確認できる記事がある。

- 『毎日新聞』（明治36年5月16日）の「行司軍配の事」
「(前略) 先ず土俵の上足袋を許されてより青白打交紐の軍配を執ることとなり、それより昇れば紅白打交紐の軍配、なお進めば緋房の軍配となり、最早これまで昇れば立行司の代理を勤め得るるなり。その上はすなわち吉田家の允許に依りて紫白打交紐を執り得る順序にて、現に庄之助、瀬平の兩人これを執りつつあり (後略)」

この記事によれば、朱房行司は立行司の代理になれる。草履に関する記述がないことから、房色が重要な要素となる。それゆえ、本稿ではあえて、次のような解釈をしている²⁵。

- 三役格代理

草履を許された朱房行司が欠員の場合、朱房だけの行司を臨時に「三役格代理」として処遇することもある。

朱房行司の上位を必要なだけ、協会が臨時に「三役格代理」を定めるのである。実際、庄三郎と庄太郎は草履を許されていなかったもので、本来の「三役格」とは異なるはずだ。それは、次の新聞記事で確認できる。

- 『時事新報』明治38年10月11日)の「行司木村庄太郎死す」。

「本年5月場所より（中略）草履を許され、三役格に昇進した」

木村庄太郎は明治38年5月に草履を授与されている。この5月の時点で、おそらく、正式な「三役格」に昇進しているはずだ。つまり、2年前（つまり、明治36年5月）の「朱房、三役格」は正式な「三役格」ではなかったはずである。臨時の「三役格代理」だったに違いない。同様に、木村庄三郎は木村庄太郎より1年早く（つまり、明治37年5月）、草履を許されている。この5月の時点で、正式な「三役格」になったはずだ。庄三郎は草履を許され、正式な「三役格」になってから1年後（つまり、明治38年5月）、紫白房を許されている²⁶。

また、木村進と木村小市（のちの誠道）も朱房行司だったが、「三役格」となっていない。不思議なことに、両行司とも、「紅白房の幕内格」として記述されている。これはどう解釈すれば、よいのだろうか。二つのことが考えられる。

- (1) 幕内としての階級扱いだったので、間違っって紅白房と記述した。
- (2) 朱房の三役に二つのタイプがあることを理解していなかった。

どれが本当だったかは不明だが、三役格以外の朱房行司を正しく理解していなかったと推測している。その階級についても理解をしていなかったかもしれない。幕内は紅白であり、三役は朱である。三役でもないし、幕内でもない行司がいる。三役でなければ、階級としては幕内である。草履を履かない朱房行司をあえて「幕内」として扱ったのかもしれない。実際、どういう基準で朱房本足袋行司を「幕内」として分類したのかは、わからない。この問題の解明は今後の課題として残しておきたい。

いずれにしても、朱房の中で木村庄三郎と木村庄太郎は「三役格」となっている。二人の三役格について、本稿では次のように解釈している²⁷。

- 臨時の三役格

三役格行司は本来草履を履くが、三役格が空位の場合、草履を履かない上位の朱房行司が「三役格代理」として処遇されることもある。

木村進と木村小市も朱房本足袋だが、上位の木村庄三郎と木村庄太郎が臨時の「三役格」として処遇されたに違いない。三役の人数に何らかの制限があったかどうか不明である。「三役格代理」を認めるケースは、実際は、非常にまれである²⁸。

なお、木村庄三郎は『社会新報』（第232号、明治34年）の写真番付「東京大相撲力士肖像」（p.19）に木村庄之助と木村瀬平とともに独り立ち姿で掲載されている²⁹。木村庄之助と木村瀬平は木刀を差しているが、木村庄三郎は差していない。当時、立行司だけが木刀を差し、それ以外の行司は差せなかった。この写真はそれを示す事例である。

明治37年5月、朱房の立行司・式守伊之助（9代）が紫白房を許されている。また、三役格の木村庄三郎もその翌年（明治38年）の5月、立行司（第三席）に昇格し、紫白房を許されている。明治43年5月に立行司は「紫

房」となったが、実質的には明治37年5月を境にその階級色は決まっている。明治37年5月以降、立行司が「朱房」ということはないのである。木村庄三郎は明治38年5月に立行司になり、紫白を許されたが、それまでは三役で朱房だった。つまり、立行司はすべて、「紫房」となっている。草履を履いた朱房は「三役」だが、その「三役」が「紫房」ということはない。

草履を履いた朱房行司と草履を履かない朱房行司の階級が明確になったのも、明治30年代末期かもしれない。それまでは、行司の階級は房色と履物で表す傾向があったため³⁰、草履を履かない朱房行司（つまり、本足袋朱房行司）の階級がどの力士に対応するか、あいまいだった。当時の文献を見ても、草履を履いた朱房行司は「三役」で、力士の三役に対応すると述べているが、草履を履かない朱房行司がどの階級に対応するか、まったく述べられてないのである。すなわち、三役に対応するのか、幕内に対応するのか、まったくわからない。

明治40年代になると、朱房に二つのタイプがあり、草履を履かない朱房が徐々に増えてくるようになり、その階級を決めざるを得なくなった。草履を履いた朱房は力士の三役に対応するが、草履を履かない朱房行司はどの力士に対応するだろうか。実は、これを明確に説明しているのは、明治末期である。たとえば、『時事新報』（明治44年6月10日）の「相撲風俗（8）一行司」や『東京日日新聞』（明治44年6月11日）の「相撲号」、項目：10代式守伊之助談「行司の一代」などである。それ以前となると、草履を履かない朱房行司の階級について明確に述べてある文献は非常に少ない。

7. 木村瀬平の帯刀

立行司だけが常に短刀を差すことが許され、三役格は横綱土俵入りを引くときだけ、特別に短刀を許される。力士の取組を裁くとき、三役格は短

刀を差さない。本稿ではそのことを幾度か指摘してあるが、これに違反する行司がいた。6代木村瀬平である。そのことを確認できる新聞記事を見よう。

- 『読売新聞』（明治30年2月15日）の「木村瀬平の土俵上麻上下及び木刀帯用の事」

「行司木村瀬平は今春大場所より突然土俵上木刀を帯用し始めたるを以って、取締雷権太夫初め検査役等大いにこれを怪しみ、古来木刀を帯用することは庄之助、伊之助と言えども、肥後の司家吉田追風の允許を経るにあらざれば、濫りに帯用すること能わざる例規なるに、瀬平のふるまいこそ心得ねと、協議の上、彼にその故を詰問したりしに、更に恐るる気色もなく、拙者義は昨年29年の夏場所土俵上福草履を用いることをすでに協会より許されたれば、これに伴い麻上下縮鬘斗目着用、木刀帯用するは、当然のことにして旧来のしきたりなり。もっとも木村誠道が麻上下、木刀等を帯用せざるは本人の都合なるべし。もし拙者が木刀帯用の一事について司家より故障あるときは、瀬平一身に引き受けていかようにも申し開き致すべければ、心配ご無用たるべしとの答えに、協会においても瀬平の言をもっともなりと思ひしにや、そのまま黙許することになりしと言う。」

木村瀬平は江戸末期から行司を務めているので、経験上、自分の主張が正しいと思っていたに違いない。すなわち、草履を許されると同時に、短刀を差し、鬘斗目麻上下も着用できると³¹。行司本人が主張しているのだから、筆者のような第三者がその主張に異を唱えるのは身の程知らずとしか言いようがないが、やはり瀬平の言い分は当時として正しくなかったと異を唱えておきたい。理由は、3つほどある。

- (1) 明治9年の磨刀令後、1, 2年経ってから立行司のみが短刀を差すことを許

された。おそらく、三役格は立行司に事故などがあつた場合、横綱土俵入り
のときだけ、特例として短刀を許されている。協会が瀬平の短刀や鬘斗目麻
上下を不審の思うのは当然である。また、誠道は草履格だったので、短刀や
鬘斗目麻上下を許されていなかった。

- (2) 吉田司家との契約で、立行司のみが鬘斗目麻上下の着用を許されていた³²。
当時は、房の色は朱でも紫でもよかった。実際、9代伊之助は明治37年5月
に紫白房になったが、それまで朱房だった。明治31年5月に立行司になっ
ているので、草履はもちろん、鬘斗目麻上下、短刀を許されている。
- (3) 明治15年の「御請書」にも吉田司家と協会の契約にあるように、草履と鬘
斗目麻上下は吉田司家の許しが必要だった。しかも、草履にしろ、鬘斗目麻上
下にしろ、別々の許可が必要だった。瀬平の一存で短刀を差したり、鬘斗目
麻上下を着用したりできるものではなかった。

瀬平は他の行司より経験が豊富だし、年齢も誠道よりも上だったし、そ
れに押しの強さも顕著だったので、当時の行司界では一目おかれる存在
だったのかもしれない。しかし、明治9年の廃刀令後³³、立行司にだけ帯
刀が許され、三役格は横綱の代理を執行するときのみ帯刀できることを
勘違いしていたようだ。鬘斗目麻上下に至っては、間違つて理解してい
る。それは立行司だけに許された着用だったからである。

8. 今後の課題

今後の課題をいくつか、提示しておきたい。

- (1) 明治43年に十両以上の行司は脇差（短刀）を許されているが、現在は立行司

しか許されていない。いつから、三役以下の行司は短刀を差さなくなったのだろうか。本稿では、三役は大正9年ごろ、幕内以下は大正4年から7年のあいだと指摘しているが、それは正しいのだろうか。

- (2) 朱房行司には二つのタイプがある。一つは草履を許された行司で、本来の「三役」である。もう一つは草履を許されない行司で、階級としては「幕内」である。その区別は明治20年代以降、正しいだろうか。草履を許されない行司も「三役」であり、「幕内」ではなかったという見方もあったのだろうか。
- (3) 草履を許されない木村庄三郎と木村庄太郎は臨時の「三役格」となっている。本稿では草履を履いた朱房行司が空位になっている場合、草履を履かない朱房行司も臨時に三役格として処遇されたとしている。この見方は正しいだろうか。
- (4) 多くの文献で朱房に二つのタイプを認めず、朱房行司は草履を履き、木刀を帯するという趣旨の記述をしている。本稿では、これは事実を正しく反映した記述ではないとしている。本稿の主張は正しいのだろうか。なぜ多くの文献は事実の即しない記述をしているのだろうか。
- (5) 明治37年5月に朱房の立行司・8代式守伊之助が紫白房を許されてから、立行司はすべて「紫房」になっている。木村庄三郎は明治38年5月に紫房を許され、立行司になっている。当時、朱房が最高色であり、「紫房」は名誉色だった。しかし、実質的に紫房は立行司のシンボルになっている。その頃に、三役行司は草履を履いた朱房行司として定着している。本稿では、そのように分析している。それ以降、紫房は立行司の色になっているからである。そのような見方は、事実を正しく捉えているのだろうか。逆に言えば、紫房の三役行司はいたのだろうか。

- (6) 木村瀬平は草履を許されたとき、同時に帯刀と鬘斗目麻上下も許されると語っているが、本稿ではそれは当時のしきたりに反すると指摘している。本稿の指摘は正しいのだろうか。なぜ木村瀬平はそのような主張をしたのだろうか。また、なぜ吉田司家は明治34年4月に木村瀬平にわざわざ鬘斗目麻上下を許したのだろうか。

本稿では、どちらかという、明治末期から大正10年頃の朱房行司を扱ってきた³⁴。明治末期以前の朱房行司については、深く立ち入った分析をしていない。朱房行司に二つのタイプがあることは認められるが、その扱ひ方が明治末期以降と異なるからである。どのように異なるかの詳細な分析となると、今後の研究を俟たなければならない。

註

- 1 本稿をまとめている際、葛城市当麻の葛城市相撲館「けはや座」の小池弘佛さんと松田司さんで大変お世話になった。この相撲館には大正時代の相撲雑誌が豊富にあり、私は三日間滞在し、ゆっくり閲覧することができた。松田さんにはその後も資料の再確認で、ときどきお世話になった。また、いつものように、大相撲談話会の多田真行さんには原稿を読んでもらい、貴重なコメントをいただいた。お世話になった三人に改めて、感謝の意を表しておきたい。
- 2 明治43年5月の行司装束改正のとき、十両以上の行司はすべて帯刀（脇差）を許されている。このことは当時、帯刀が「切腹」のシンボルでないことを示唆している。現在のように、立行司の帯刀と「切腹」の覚悟が結びつき、それが強調されるようになったのは、帯刀が立行司のみに許されるようになってからかもしれない。そうになると、大正10年以降ということになる。それまでは草履を許された三役行司も帯刀していたからである。この考えが正しいかどうかは、今のところ、わからない。また、明治9年の魔刀令から明治43年5月までは帯刀は立行司のみに許されていたが、それは切腹の覚悟を表すシンボルとして理解されていたのだろうか。行司の帯刀については、拙著『大相撲行司の伝統と変化』の第6章「行司の帯刀」でも詳しく扱っている。行司の帯刀の歴史やその意義については、もっと検討する必要があることを指摘しておきたい。
- 3 この分類では朱房を二つに分け、それぞれを以前使われていた呼称を混ぜてある。以前は、紅白房行司を本足袋、青白房行司を足袋格と呼んでいた。幕内以上は本足袋

だが、実際は「幕内行司」に使用していた。その上の行司は草履格、三役、立行司などを使用していた。

- 4 これは拙著『大相撲の行司と階級色』の第3章と第4章で「幕内上位行司」あるいは「本足袋幕内行司」に相当する。明治43年5月以降は、朱房行司に二つのタイプがあり、それぞれ別々の階級に分かれていた。つまり、一つは朱房草履格で、三役行司であり、もう一つは朱房本足袋格で、幕内行司である。
- 5 瀬平の最初の朱房を『時事新報』（明治38年2月6日）の「故木村瀬平の経歴」に基づいているが、明治17年3月とする文献（たとえば、『木村瀬平』、p.4）もある。
- 6 拙著ではこれまで最初は紫白房、そのあとで「准紫房」を許されたとしている。それに、庄之助（16代）と瀬平（6代）は同じ「准紫房」を許されており、房色では差はなかったとしている。この指摘が正しいかどうかは、もちろん、検討する必要がある。
- 7 朝之助より上位の進や小市（のちに誠道に改名）は、明治34年5月にはすでに朱房だったが、『朝日新聞』（明治36年5月9日）の「行司の格式等」では、不思議なことに、両行司とも紅白房となっている。もしかすると、『朝日新聞』（明治36年5月9日）の番付は、当時のものより1、2年前のものだったかもしれない。さらに、興味深いことに、朝之助は『時事新報』（明治38年1月22日）の「行司の番付」では「足袋朱白房」（つまり、本稿の紅白房本足袋格または紅白房行司）となっている。この二つの新聞記事を考慮すると、朝之助の朱房は明治35年5月から38年5月のあいだに許されたことになる。しかし、それがいつ許されたかを判断できる資料は、今のところ、見当たらないのである。
- 8 大正末期の三役格行司にははっきりしないことがある。たとえば、式守勘太夫（のちの21代庄之助）は自伝『ハッケヨイ人生』で三役格だったと書いてあるが、それを確認できる証拠がない。また、大正末期には草履を履かない三役格もいたのかどうか、はっきりしない。三役格はいつから草履を履かなくなったのだろうか。昭和2年春以降、三役格は草履を履いていない。それが大正末期からそうになっていたのか、昭和2年以降なのか、今のところ、不明である。もし大正末期に草履を履かなくなっていたのであれば、勘太夫も三役格だったかもしれない。木村玉治郎（のちの19代伊之助）は自伝『軍配六十年』で大正末期に三役に昇進したと書いてあるが、これは紅白房が朱房になったことを指しているはずだ。つまり、勘太夫の「三役格」と玉治郎の「三役格」は異なる意味合いで使用している。このように、大正末期の三役格行司はもう少し細かく調べる必要がある。
- 9 杉浦善三著『相撲鑑』（明治44年）に「草履免許に進級すれば（朱と：本稿補足）白の交ぜ房を用い幕内力士に相当す。さらに進級すれば紅房を用い三役力士に相当す。」（p.34）とある。朱房行司は草履を履くことを想定しているので、この記述は「三役」を表している。しかし、紅白房が草履格となっていることから、全体としては事実と反する記述となっている。この『相撲鑑』でも朱房行司に二つのタイプがあることは

認められない。

- 10 本稿では文献から引用する際、ときおり字句を少し変更してある。正確な引用が必要であれば、出典を直接参照することを勧める。
- 11 明治35年に紅白房になっているのに、42年にも「紅白の軍配の房」を許されたとある。42年には「朱房」を許されたはずだ。勘違いによるミスだと思っているが、自筆で書いた行司歴「行司生活五十一年」（『夏場所相撲号』、大正10年5月号）にも「紅白の軍配」（p.79）を許されたとある。なぜ同じ「紅白房」が二度許されたとあるのか、今のところ不明である。
- 12 昭和2年から34年11月まで三役行司は草履を履いていないので、この記述は事実を正しく反映していない。このような趣旨の文献は数多く見られる。これに関しては、たとえば拙著『大相撲の神々と昭和前半の三役行司』でも詳しく扱っている。
- 13 たとえば、昭和2年から昭和34年までの三役格についても同様な記述が見られる。これに関しては、たとえば拙著『大相撲の神々と昭和前半の三役行司』の第5章「昭和前半の三役行司」でも詳しく扱っている。
- 14 この引用文では、文章や語句を少し変えてある。正確な文章が必要であれば、出典で確認することを勧める。
- 15 この記述は非常に簡略化されている。立行司と十両行司は対応する力士との関係でわかりやすいが、朱房行司と幕内行司がどの力士と対応するのかはっきりしない。たとえば、朱房行司は草履を履いた行司とそうでない行司がいるが、それぞれ、どの力士に対応しているのだろうか。『相撲史伝』には朱房行司と幕内行司に関し、もう少し詳しい記述があるかもしれないが、見つけることができなかった。
- 16 10代式守伊之助は木村家から式守伊之助になった最初の行司だが、名跡の交換が討議され決まったのは明治39年5月場所の頃だったようだ。これは『相撲画報』（春場所号、大正1年1月号）の17代目木村庄之助談「五十三ヶ年の土俵生活」（pp.29-35）に言及されている。この年月が正しいかどうかの確認はまだやっていない。本稿の趣旨と関係ないが、木村家と式守家の名跡変更に関する年月なので、ここに指摘しておきたい。
- 17 たとえば『やまと新聞』（明治43年5月31日）の「直垂に折烏帽子」には5名の写真が掲載されているが、幕内の木村庄吾と十両格の木村鶴之助も脇差を差している。当時の新聞では、十両以上の行司がなぜ脇差を許されたのか、記述されていない。おそらく行司の権威や威厳を表すためだと思われるが、それは推測にしか過ぎない。
- 18 大正時代の文献にも十両格以上が帯刀すると記述してあるものがある。そのような文献は、たとえば拙著『大相撲の神々と昭和前半の三役行司』の第5章「昭和前半の三役行司」にもいくつか提示されている。新たに、『角力雑誌』（大正9年5月号）の一味生筆『行司の階級』（p.65）も追加しておく。これらの文献が事実を正しく記述しているか、検証する必要がある。というのは、大正7年ごろには帯刀していない写真があるし、大正4年以降もそれを示す証拠がないからである。

- 19 明治44年の新聞で十両以上にも脇差が許されているという趣旨の記述があるので、明治末期には脇差を差していたに違いない。行司の中には脇差を差さないものもいたかもしれないが、差しているものもいたはずだ。実は、立行司以外の行司が脇差を差さなくなったのは、単にそのような申し合わせをただけかもしれない。そういう禁止令があったなら、大正10年5月の「行司さん物語」(『夏場所相撲号』)で「遠慮」という言葉が使われるはずがないからである。
- 20 推測にしか過ぎないが、三役の帯刀は望ましいけど、しなくてもよいという程度のものであったかもしれない。それは単なる推測であって、実際はどうだったのだろうか。
- 21 大正末期の三役行司については、たとえば拙著『大相撲の行司と階級色』に詳しく扱っている。その本では、式守錦太夫(4代、のちの6代与太夫、16代伊之助)は大正15年夏場所、三役に昇格したとし、勘太夫(のちの21代庄之助)は三役に昇格していないとしている。それは事実を正しく反映しているだろうか。
- 22 大阪相撲でも東京相撲と同様に、当時、十両格行司は短刀を差していたに違いない。そうでなければ、大阪相撲では十両格行司でも伝統的に短刀を差していたことになる。明治43年5月の服装改正の影響を受け、同時に差し始めたか、少し遅れて差すようになったかに違いない。正直は直垂に烏帽子を着用している。これは明らかに、東京相撲の服装改正の影響を受けていることを示している。
- 23 厳密には5月26日新番付発表と同時に二人の行司は「副草履」に昇進している。副草履は副立行司と三役格のあいだの地位である。この地位を三役格でないとすれば、新しい階級とみなすこともできる。しかし、本稿では副立行司の下は新しい階級というより特別な「三役格」として扱うことにする。すなわち、「副草履」は例外的に草履を許された三役格である。この副草履の房色は朱色のままであり、昭和35年以降の三役格は朱房で、しかも草履を許されている。現在でも三役格は朱房で、草履を履いている。
- 24 この新聞記事で立行司の下位行司を「三役」と記述しているが、その意味で「三役」という語がいつ頃使われ出し、定着したのかははっきりしない。それに、「三役」でない朱房行司、つまり草履を履かない朱房行司を階級としていつ頃から「幕内行司」と呼び、それがいつ頃定着したのかもはっきりしない。そういるあいまいさを認めながら、本稿では立行司の下の行司を「三役」とし、その下の行司を「幕内」としている。「三役」を巡る定義については、実際はもっと検討する必要がある。
- 25 明治36年当時、朱房はすべて「三役行司」であったなら、本稿の「三役格代理」は間違った前提の上で解釈していることになる。実際、朱房は三役行司だとする文献も多いが、本稿ではその記述は事実を正しく反映していないと捉えている。草履を履いた朱房とそうでない朱房には区別があったというのが本稿の立場である。
- 26 木村庄三郎は第三席の立行司である。上位に木村庄之助と式守伊之助がいたからである。当時の新聞記事によれば、木村庄三郎の軍配房は式守伊之助と同じ「紫白房」となっている。拙著でもこれまで木村庄三郎は第三席であるにもかかわらず「紫白房」

- を許されたとしているが、これが正しい見方なのかどうかは検討の余地がある。
- 27 臨時の三役格はもちろん、横綱土俵入りのとき草履を履き、木刀を差すが、通常の出組を裁いたとき、草履を履いていたかどうかは不明である。木村庄三郎は明治37年5月、木村庄太郎は明治38年5月だからである。その間は、非公式に草履を許されていたかもしれない。これについては、今のところ、不明である。
- 28 これに類するケースは、もしかすると、大正末期にもあったかもしれない。錦太夫（3代、6代与太夫、20代庄之助）が大正15年1月、15代式守伊之助になったとき、草履を履いた朱房行司がいなくなったことがある。そのとき、4代錦太夫（のちの16代伊之助）が特別に「三役格代理」として処遇されたかもしれない。これは推測であって、事実としては確認されていない。この4代錦太夫は大正15年5月場所に草履を許され、正式な「三役格」になっている。これに関しては、拙著「大相撲の行司と階級色」でも扱っている。
- 29 この写真番付は景山忠弘著『大相撲』（p.19）に掲載されている。『社会時報』（第232号）の付録らしい。景山氏はこの写真番付を「明治34年」としているが、正確には「明治34年5月」のようだ。「梅の谷改め梅ヶ谷」また「横綱大関大砲」とあるからである。「梅ノ谷」は35年1月場所に「梅ヶ谷」に改名し、「大砲」は「横綱大関大砲」だった。
- 30 以前は、行司の階級は房の色、足袋の種類、草履の有無、装束の種類、帯刀の有無などで表していたので、朱房行司の二つのタイプも単に「朱房」で済ますこともあった。そのため、二つのタイプがどの行司に対応するかをあまり区別していなかった。
- 31 瀬平を支持するような表現が塩入太輔著『相撲秘鑑』（明治19年）に見られる。すなわち、「土俵上草履を用いることを許されるようになると、鬘斗目麻上下を着用する」（p.29）とある。これが明治19年当時、事実だったかどうか、検証する必要がある。本稿では、明治9年の廃刀令後、立行司のみに鬘斗目麻上下の着用は許されていたという立場である。
- 32 木村瀬平自身にも明治34年4月に鬘斗目麻上下の着用を吉田司家より許されている。これは、たとえば『読売新聞』（明治34年4月8日）の「木村瀬平以下行司の名誉」で確認できる。『東京朝日新聞』（明治36年5月29日）でも立行司・木村庄之助、木村瀬平、式守伊之助だけに「紫房帯刀土俵上草履御免」とある。
- 33 廃刀令以前は、明治時代でも立行司だけでなく、三役行司も帯刀していた。それは錦絵で確認できる。
- 34 大正末期の雑誌の口絵には取組の写真が多く掲載されている。力士名は記されているが、裁いている行司名は記されていないことが多い。大正14年5月以降であれば取組表があるので、その力士名を頼りに行司名を確定できる。行司の左腰あたりが鮮明に写っていれば、帯刀の有無が確認できる。同様に、足元も鮮明に写っていれば、足袋や草履も確認できる。当時の取組表は、両国の相撲博物館で閲覧できる。この稿を書いているときは、相撲博物館の資料を閲覧できなかった。コロナ禍の自粛ムードや

資料のデジタル化のために相撲館が通常の状態ではなかったからである。

参考文献

雑誌や新聞等は本文の中で詳しく記してあるので、ここでは省略する。

- 綾川五郎次、『一味清風』、学生相撲道場設立事務所、1914（大正3年）。
- 荒木精之、『相撲道と吉田司家』、相撲司会、1959（昭和34年）。
- 大ノ里萬助、『相撲の話』、誠文堂、1930（昭和5年）。
- 大橋新太郎（編）、『相撲と芝居』、博文館、1900（明治33年）。
- 金指基、『相撲大事典』、現代書館、2002（平成14年）。
- 上司延貴、『相撲新書』、博文館、1899（明治32年）。
- 北川博愛、『相撲と武士道』、浅草国技館、1911（明治44年）。
- 木村庄之助（22代）・前原太郎（呼出し）、『行司と呼出し』、ベースボール・マガジン社、1957（昭和32年）。
- 『木村瀬平』（雪の家漁叟記、小冊子）、漬和堂、1898（明治31年）。
- 小泉葵南、『お相撲さん物語』、泰山書房、1917（大正6年）。
- 塩入太輔（編）、『相撲秘鑑』、巖々堂、1886（明治19年）。
- 杉浦善三、『相撲鑑』、昇進堂、1911（明治44年）。
- 『相撲』編集部、『大相撲人物大事典』、ベースボール・マガジン社、2001（平成13年）。
- 出羽之海谷右衛門（述）、『最近相撲図解』、岡崎屋書店、1918（大正7年）。
- 東京角道会（編）、『相撲の話』、黒耀社、1926（大正15年）。
- 根間弘海、『大相撲行司の世界』、吉川弘文館、2011（平成23年）。
- 根間弘海、『大相撲行司の房色と賞罰』、専修大学出版局、2016（平成28年）。
- 根間弘海、『大相撲行司の軍配と空位』、専修大学出版局、2017（平成29年）。
- 根間弘海、『詳しくなる大相撲』、専修大学出版局、2020（令和2年）。
- 根間弘海、『大相撲行司の松翁と四本柱の四色』、専修大学出版局、2020（令和2年）。
- 栢岡智・花坂吉兵衛著『相撲講本』、相撲講本刊行会、1935（昭和10年）。
- 三木貞一・山田伊之助（編）、『相撲大観』、博文館、1902（明治35年）。
- 三木愛花、『相撲史伝』、発行人・伊藤忠治、発売元・曙光社、1901（明治34年）／『増補訂正日本角力史』、吉川弘文館、1909（明治42年）。
- 山田伊之助（編）、『相撲大全』、服部書店、1901（明治34年）。
- 吉田長孝、『原点に還れ』、熊本出版文化会館、2010（平成22年）。